

機械器具 49 医療用穿孔器、穿削器及び穿孔器
一般医療機器 歯科用マンドレル (JMDN コード 35170000)

モチール マンドレル 8mm

【禁忌・禁止】

本品またはニッケルに対して、発疹、皮膚炎等の過敏症状の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】



【材質】

真鍮(ニッケルメッキ)

【サイズ】

種類	ヘッド	長さ	軸	併用するツールサイズ
8/48	φ 8mm	48mm	φ 2.35mm	直径 45mm 以下

軸規格: JIS T 5504:2021 軸部形式 2 (HP 用)

【使用目的又は効果】

研削砥石、研磨ディスク、丸のこ、ドリルビット、旋盤の主軸台等の回転式歯科用切断器具や、研削・研磨に用いるディスク、石、カップ等を保持するシャフト。

【使用方法等】

- 本品に研削材料、研磨材を取り付ける。
- 歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転器具に装着し通法により使用する。

【使用上の注意】

- ハンドピース等のメーカーの指示に従い軸部を奥まで挿入し、ロックされていることを確認すること。
- 取り付けた研削材等のメーカー指定の回転数以下で使用する。
- 使用前に、回転させ、振れがないことを確認すること。
- 破折、曲がりの原因となるため、過度な圧をかけないこと。

【使用上の注意】

- 1) 使用注意
1. 歯科技工専用であり、口腔内では使用しないこと。
2. 本品を用いて歯科技工物を研削作業等を行う際は、粉塵による人体への影響を避けるために、保護眼鏡、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等の防護処置を施すこと。
3. 本品を装着するハンドピース及び研削材等の添付文書および取扱説明書に記載されている注意事項を遵守すること。
4. 本品を使用する際は、破損、変形(傷、曲り、汚染)が無いことを常に監視し、以上が認められた場合は、直ちに使用を中止すること。
5. 本品は破損する場合があるので、無理な角度、過度の加圧で使用しないこと。
6. 本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及有効期間等】

【貯蔵・保管方法】

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

【製造販売元】

ペントロンジャパン株式会社

〒140-0014 東京都品川区大井 4-13-17

TEL. 03-5746-0316 FAX. 03-5746-0320

【製造元】

モチール社 (ポーランド)

(Motyl s.c.)